

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 27 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 8 4 号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則（令和 8 年さいたま市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 条の改正を次のように改める。

(利用の申請) 第 2 条　〔略〕 2　前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)　〔略〕 (2)　さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。） ア　大ホール、小ホール及び楽屋　利用日の属する月の 1 2 月前（利用者が市外居住者である場合は、1 1 月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の 1 5 日前までの期間 イ　展示室及びコンサートルーム　利用日の属する月の 6 月前（利用者が市外居住者である場合は、5 月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の 3 日前までの期間（アの各施設と併せて利用しようとする場合は、アに定める期間） ウ　集会室、ワークショップルーム、スタジオ及び和室　利用日の属する月の 3 月前（利用者が市外居住者である場合は、2 月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の 3 日前までの期間（ア又はイの各施設を併せて利用しようとする場合は、ア又はイに定める期間） (3)・(4)　〔略〕 3　〔略〕	(利用の申請) 第 2 条　〔略〕 2　前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)　〔略〕 (2)　削除 (3)・(4)　〔略〕 3　〔略〕
---	--

附　則

この規則は、公布の日から施行する。